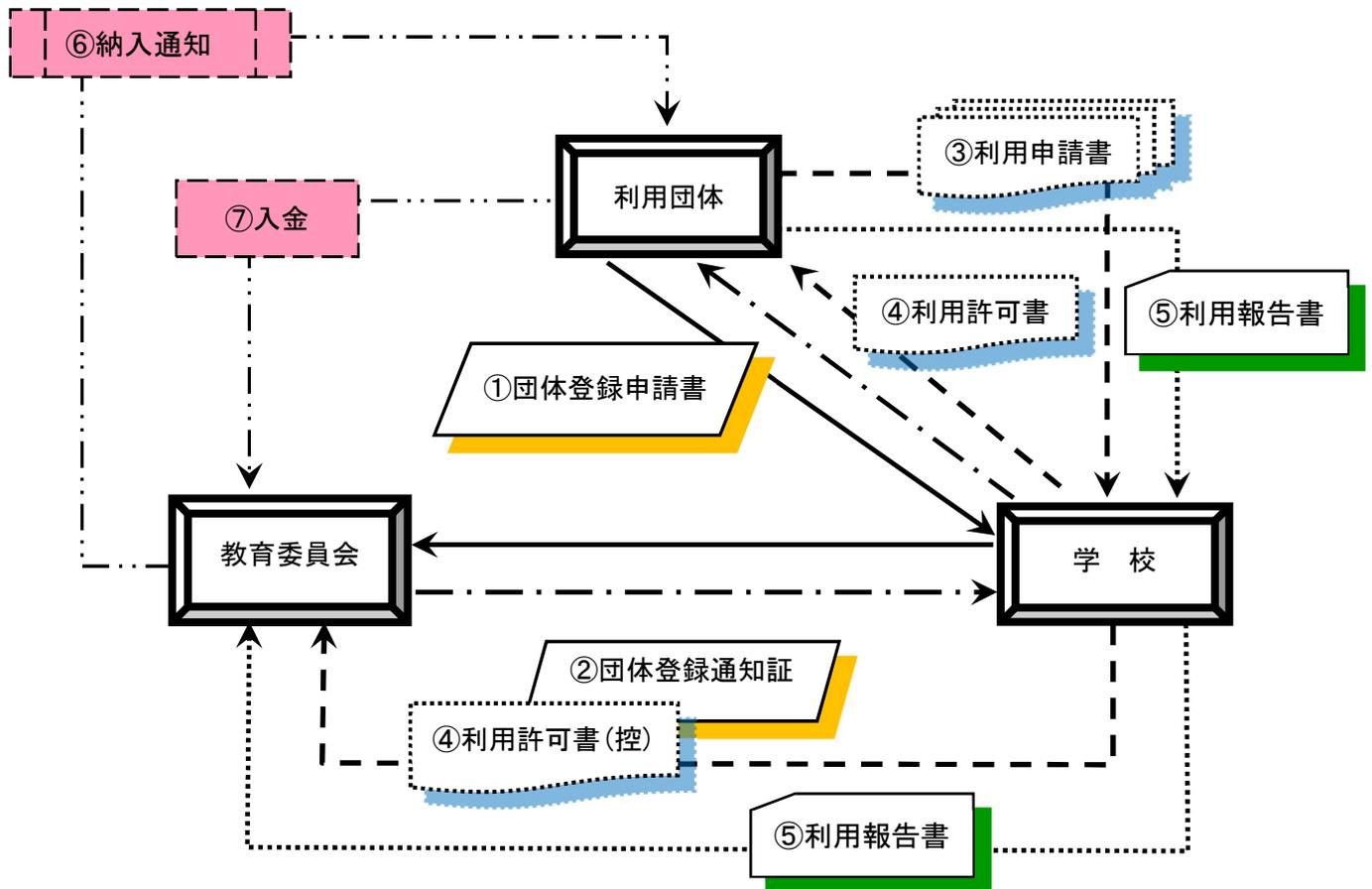


学校開放施設利用の手続について(団体)

学校開放施設利用の対象者 開放学校の施設を利用できる者は、社会教育活動の促進及び社会体育の普及発展を目的とし市内に居住し、又は勤務する10人以上の者で構成する団体です。



①団体登録申請書・・・年度毎に利用する学校に提出してください。

②団体登録通知書・・・団体登録申請書受付後、教育委員会より発行し、学校経由でお渡しします。

③利用申請書・・・利用希望日の3週間から1週間前までに3枚複写の利用申請書を学校に提出してください。

※1か月分まとめて提出の場合、利用月前月の中旬に提出するのが目安です。

④利用許可書・・・利用の可否を学校からお知らせします。

⑤利用報告書・・・利用の許可を受けた場合は、実際に利用しなかった場合においても翌月5日までに必ず提出してください。

⑥納入通知書・・・有償の団体のみ、利用料金の納入通知書を教育委員会から送付します。

⑦入金・・・納入通知書（青色の封筒・ピンク色の納付書）が届き次第速やかに納付願います。
納期限は厳守してください。

団体登録

① 学校開放施設（市内公立小・中学校の体育館・運動場・武道場）を利用したい場合

まず、利用したい学校へ、希望の曜日・時間が空いているか確認してください。学校の許可を得た後、学校に『学校施設利用団体登録申請書』と『団体登録構成員名簿』を提出して申請します。登録内容に変更がある場合は、随時『学校施設利用団体登録変更申請書』を提出して申請してください。団体登録構成員名簿には、市内外関係なく利用者全員分記入願います。

②登録（変更）を承認されると、『学校施設利用団体登録証』が教育委員会から交付されます。その際に交付される登録番号は今後の書類に必要になります。



『学校施設利用団体登録申請書』は年度ごとに提出が必要です。引き続き次年度も利用したい団体は、年度末に次年度分の申請を行ってください。

利用の申請

③実際に施設を利用する場合、利用希望日の3週間前から1週間前までに、『学校施設利用許可申請書』（三枚複写の申請書）を学校に提出してください。

④学校が申請内容を審査し、利用を認めるときは学校から『学校施設利用許可書』が交付されます。

利用の報告

⑤『学校施設利用許可書』にて利用を許可された月について、翌月の5日までに学校へ『学校施設利用報告書』を必ず提出してください。都合により利用できなかった場合や負担金を免除されている団体も提出する必要があります。

利用負担金

⑥教育委員会は、提出された『学校施設利用報告書』を基に、有償団体に対して2か月分まとめて『納入通知書』を作成し、各団体の会計担当者に送付します。

施設／区分	午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 18:00~21:00
運動場（校庭）	240円	240円	700円
体育館（屋内運動場）	750円	750円	750円
武道場	550円	550円	550円

★負担金の免除・・・負担金を必要としない対象者につきましては、対象となる青少年（18才以下）が原則として過半数を超えるもの等ございますので、詳しくはお問い合わせください。

⑦『納入通知書』を受け取った団体は、速やかに負担金を納入してください。

桑名市役所

教育総務課 施設係 24-1237

生涯学習・スポーツ課

スポーツ振興・国体推進室 24-1251